

【2010年11月24日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第11号 ■

---

---

---

男女間の賃金格差解消のためのガイドライン活用のおすすめ

---

男女雇用機会均等法などの法整備が進み、企業でも女性の活躍の場が広がっていますが、男女間の賃金格差は先進諸外国と比べて、依然、大きい状況にあります。また、多くの企業が賃金格差を計算したこともないとの実態もあります。

こうした課題の解決へ向け、厚生労働省では「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を作成しています。

このガイドラインは、賃金や雇用管理の在り方を見直すための視点や社員の活躍を促すための実態調査票といった支援ツールを盛り込んでおり、労使による自主的な見直しを支援してまいります。

賃金格差の解消に努めることで、女性の能力がフルに発揮される機会が増え、企業にとっても大きなプラスになると期待できます。ぜひ、ご活用ください。

【詳しくはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ned3.html>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-